

水洗便所改造資金借用証書

収入印紙

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者様

借 受 人 住 所 _____
氏 名 _____ (※)連帯保証人 (A) 住 所 _____
氏 名 _____ (※)

T E L _____

連帯保証人 (B) 住 所 _____
氏 名 _____ (※)

T E L _____

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

次のとおり水洗便所改造資金を借用しました。

ついては、豊中市水洗便所改造資金貸付条例及び同施行規程をかたく遵守し期日までに必ず返却します。

借用金額	貸付番号 第 号
借用年月日	
貸付期間 まで	
償還方法	

注意 1. 裏面参照のこと。

豊中市水洗便所改造資金貸付条例抜粋

(貸付けを受ける者の資格)

第4条 資金の貸付けを受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市税及び下水道受益者負担金を完納していること。
- (2) 貸付けを受けた資金の償還について十分な能力があること。
- (3) 確実な連帯保証人があること。

(貸付条件)

第7条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 4年以内
- (2) 貸付利子 無利子
- (3) 償還方法 資金交付の月の翌月から分割払の方法により月賦償還するものとする。
- (4) 延滞金 延滞金額につき年10.95パーセント

(繰上償還)

第10条 市長は、資金の貸付けが行われた後においても資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、未償還金の全額を一時に返還させることができる。

- (1) 虚偽の申込み等により資金の貸付けを受けたとき。
- (2) 資金の返済を所定の期日までに行わないとき（やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く。）。

豊中市水洗便所改造資金貸付条例施行規程抜粋

(償還金の納期限)

第8条 条例第7条第1項第3号に規定する各月の償還金の納付期限は、その月の末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合にあつては、これらの日の翌日）とする。

(届出の義務)

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人が住所を変更しようとするとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 借受人又は連帯保証人が火災その他非常災害により財産を失つたとき。
- (4) 借受人又は連帯保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始又は競売の申立て等を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、借受人又は連帯保証人の身分又は財産上に重要な変動が生じたとき。